2-10. 森林経営活動

林業活動 → 資源活用も必要です

(1) 森林経営計画の樹立状況

辰野町における2023年9月現在の森林経営計画樹立の状況は、

7 箇所 (団地)、総面積 734.44ha となっています。民有林面積に占める計画樹立面積は 6.8%にとどまっています。

辰野町は、まとまった面積を有する集落有林と団体有林が多いのが特徴 (➤解説編 p23) となっていますが、林班計画、区域計画、属人計画が立てやすい状況にあるものの森林経営計画の樹立率は決して高くありません。

※森林経営計画の樹立面積は小数第2位表記



【森林経営計画とは】

森林経営計画は、森林法(第11条~19条)によって定められています。

森林経営計画とは、「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する 5 年を 1 期とする計画です。一体的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的としています。

森林経営計画は、民有林(公有林、国有林分収造林地を含む。)を対象とし、林班計画、区域計画、属人計画の3種類があり、それぞれ指定の要件を満たす必要があります。

- ★ 林班計画: 林班または隣接する複数林班の面積の2分の1以上の面積規模であって、林班または隣接する複数林班内に自ら所有している森林及び森林の経営を受託している森林の全てを対象とすること
- 区域計画:市町村長が定める一定区域内において、30ha以上の面積であって、区域内に自ら所有している森林及び森林の経営を受託している森林の全てを対象とすること
- 属人計画:自ら所有している森林の面積が100ha以上であって、その所有している森林及び森林の経営を受託している森林の全てを対象とすること

森林経営計画が認定され、その計画に基づき施業及び保護が実施されると、支援措置等を受けることができます。

- 税制上の特例措置(所得税、相続税など)
- 森林整備補助事業(造林関係補助事業)
- 日本政策金融公庫資金の低利融資等
- 森林整備地域活動支援交付金(森林経営計画の作成に必要な経費支援)
- 再生可能エネルギーの固定価格買取制度

一般的"造林補助金"と呼ばれる「森林環境保全直接支援事業」は、原則として、森林経営計画に基づいて行う施業のみが支援対象となっています。

これからの森林管理・経営には「森林経営計画」が必須です!



(2) 森林整備の実態

辰野町の過去 5 年間の森林整備の状況は、上伊那森林組合の施業履歴から、施業 14 団地(森林経営計画樹立団地)、うち保育間伐 32.03ha、搬出間伐 177.67ha、更新伐 (アカマツ樹種転換) 9.83ha、5 ヶ年平均施業面積は 219.53ha、年平均約 40ha となっています (図 2-39)。

施業によって搬出された材積は、搬出間伐でアカマツが 1,035m³、カラマツ 13,564m³、スギ 180m³ の合計 14,779m³、更新伐はアカマツで 2,671 m³、総計 17,450m³ となっています (図 2-40)。



図 2-39 上伊那森林組合の過去 5 ヶ年の施業面積

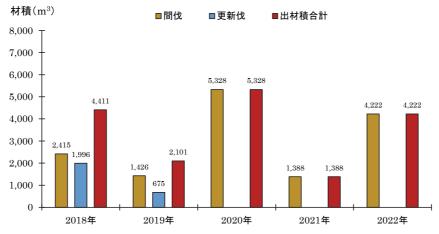


図 2-40 上伊那森林組合の過去 5 ヶ年の施業による出材積量



(3) 森林経営管理制度の進捗状況

2019 年(平成31年)4月に施行された「森林経営管理法」から5年目を迎えて、辰野町も森林経営管理法施行後は、「辰野町森林経営管理制度実施方針(実施計画)」を定め、法律に従い、森林所有者の森林管理の意向調査(森林経営管理法第5条)など順次この制度を進めています。

意向調査の対象は、人工林を所有する個人の森林所有者で、「辰野町森林経営管理制度実施方針(実施計画)」により、地区ごとに2022年(令和4年)~2034年(令和16年)までの13年間で実施する計画としています(図2-41)。

これらの意向調査には、「森林環境譲与税」を用いて実施します。

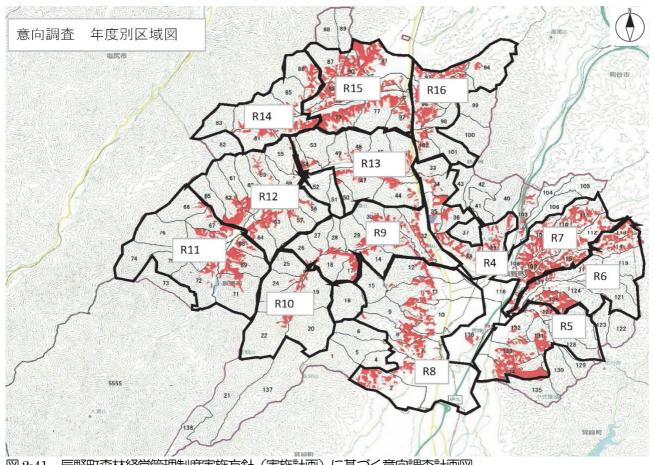


図 2-41 辰野町森林経営管理制度実施方針(実施計画)に基づく意向調査計画図 ※図中の赤色の森林が意向調査対象森林(個人等の所有で、人工林の森林)

森林経営管理法の第三条には「森林所有者は、その権原に属する森林について、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければならない。」と森林所有者の責務が示されています。

森林所有者は、所有する森林の管理ができない場合、森林経営管理法により、町に森林経営管理を委ねることができます。







森林経営管理法と森林環境税(譲与税)

【森林経営管理法】

「森林経営管理法」は、2019年(平成31年)4月1日に施行された法律です。森林経営管理法は、手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託(経営管理権の設定)を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理(市町村森林経営管理事業)をする制度です。

経営管理が行われていない森林について 市町村が仲介役となり森林所有者と担い手を繋ぐ仕組みを構築 これまでは森林所有者自ら、 又は民間事業者に委託し経営管理 新たな制度を追加 を簡理を 再要託 本業経営に適とない森林 市町村が自ら管理 本森林所有者 場所有者用森林へ切成

森林経営管理法のイメージ

林野庁:森林経営管理制度(森林経営管理法)について

【森林環境税 (譲与税)】

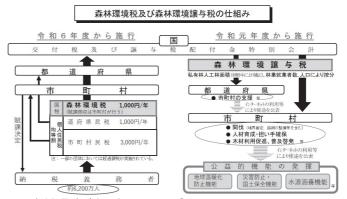
森林経営管理法を踏まえ、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、2019年(平成31年)3月に「森林環境譲与税」及び「森林環境税」が創設されました。「森林環境譲与税」は、市町村による森林整備の財源として、2019年度(令和元年度)から、市町村と都道府県に対して譲与されています。

「森林環境税」は、2024年度(令和6年度)から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収するものです。

森林環境譲与税は、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされています。都道府県においては「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てることとされています。

辰野町では「辰野町森林経営管理制度 及び森林環境譲与税活用事業実施状況」 として森林環境譲与税の使途をホームペ ージ上で公表しています。

今後も辰野町では、計画的に森林環境 譲与税を活用していきます。



森林環境譲与税のイメージ

林野庁:森林環境税及び森林環境譲与税

【森林経営管理と森ビジョン】

自ら森林経営管理を目指す所有者や団体は、森林経営計画を樹立する必要があります。一方、森林経 営管理が出来ない、または意欲のない森林所有者は森林経営管理制度により、町に経営管理を委ねる必 要があります。

今後の町の森林管理は、この 2 つの制度が重要となり、その経営管理等の財源として森林環境譲与 税を適正に運用することが求められるため、これらを反映した「森ビジョン」が必要です。



2-11.マツタケ

辰野町は、マツタケの産地です。 でも、あまり知られていません②



(1)マツタケの生産量

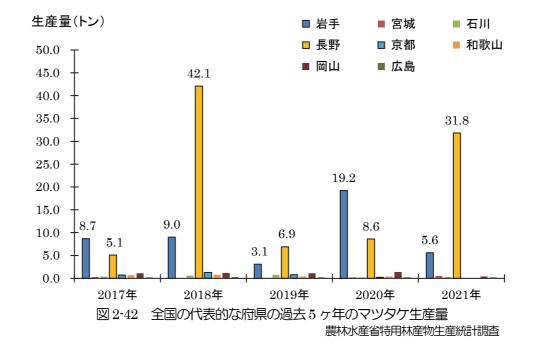
マツタケは(写真 2-8)、シイタケ、ナメコ等の腐生性きのこと異なり、アカマツ等の根と共生関係を保ちながら生育する菌根性きのこであることから確立した栽培マツタケは無く、自然発生したものを採取し、市場等へ出荷しています。このため、生産量は気象条件に大きく影響を受けます。全国的にマツタケの生産量は減少しています。

長野県は全国トップクラスのマツタケ生産県で、"当たり年(豊作年)" には全国一位となる生産量を誇ります(図 2-42)。ただし、図 2-42 の生産 量は市場流通のマツタケで、相対取引や自家販売、自家消費等は含まれて いません。実際の生産量(発生量)は把握されていません。

長野県では、南佐久、上田、上伊那、下伊那、松本(四賀)地域などのマッタケの有名な産地があります。しかし、これらの地域の標高 900m 以下では松くい虫の被害が拡大して激甚地となり、マッタケ生産量も減少しているものと思われます。



写真 2-8 マツタケ マツタケの発生は気象条 件に大きく影響を受ける



(2) マツタケの町

辰野町は、松くい虫の被害が微少にとどまっていて、<u>マッタケの発生基盤が未だ</u> 存在しており、長野県の生産量の多くを占めているものと推察されます。





しかしながら、「辰野町はマツタケがいっぱい採れる」と言っても、他地域の人々にとって、前述の地域と比べると、その認知度は高くありません。また、"何処で、どの程度生産されているか、どこに流通しているか"など、マツタケの希少性や高価格性などにより発生地の把握や流通経路の特定ができません。町では「ふるさと納税」の返礼品としてマツタケを準備していますが、発生の豊凶により安定的な返礼品とはなっていません。

町では、これまでもマツタケ発生森林の整備や有識者によるマツタケ発生の講習会を実施しています。地域特産であるマツタケ林(アカマツ林)の維持に努めていく必要があります。



絶滅のおそれのあるマツタケ空

【マツタケの生産量は激減】

農林水産省の統計による全国のマツタケ(担子菌門 ハラタケ目 キシメジ科: Tricholoma matsutake (S. Ito & S. Imai) Sing.) の生産量(流通量)の推移は下図のようになっています。

マツタケの生産量の減少は、松くい虫によるマツ類の衰退や、松林の土壌の肥沃化、松林の成熟によるなど、様々な要因が考えられています。

2020 年には IUCN (国際自然保護連合) のレッドリストにマツタケが絶滅の危険性の 3 番目の「危急種 (VU)」に分類されました。また、環境省では「準絶滅危惧 (NT)」、都道府県のレッドリストでも 15 府県でレッドリストに指定されています。



【マツタケと森ビジョン】

マツタケは、辰野町の特産品と言ってよいでしょう。ただし、マツタケの希少性や高価格性から、発生地の特定や公表は難しいと考えられます。しかしながら、減少傾向が続くマツタケ生産の基盤が整っている町として、"マツタケの町"などの情報発信も視野に、マツタケについて「森ビジョン」に反映させていくことが重要と考えられます。



2-12. 森林利用

辰野町の魅力ポイントは、 森林に囲まれていることです。



辰野町の土地利用基本計画 (▶解説編 p13) に示されて

いるように「しだれ栗森林公園」、「信州辰野ふるさと農村公園」、「横川渓谷」、「ほたる童謡公園」、「福

寿草自生地」、「荒神山公園(写真 2-9)」の地域が「緑の核」とされています。これらは森林に囲まれており、多くの人々が森林・樹々と接し、利用拠点となっています。また、地理的、文化的、自然環境的な魅力のある地点(➤ 解説編 p2 ~7)が多くあります(図 2-43)。

これらの拠点や周辺の森林は、人々が集うコミュニティ・ 森林レクリエーションだけでなく、環境教育にも活用できます。



写真 2-9 荒神山公園

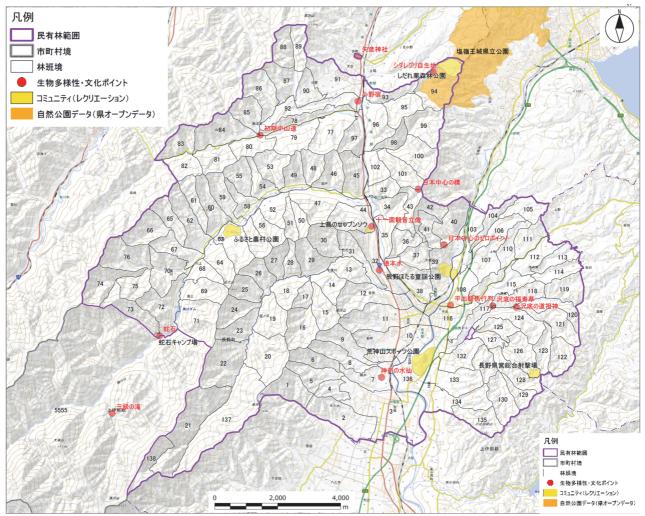






写真 2-10 森林利用の拠点 信州辰野ふるさと農村公園(かやぶきの館)

近年、森林空間を利用した「新たな森と人のかかわり」に ついて「森林サービス産業」という取組が始まっています。 辰野町においても「信州辰野ふるさと農村公園(写真 2-10)」 など「森林サービス産業」の先駆的事例とも考えられます。



森林サービス産業

【新たな森林利用・・・森林サービス産業】

「森林サービス産業」とは、山村の活性化に向けた「関係人口」の創出・拡大のため、森林空間を健康、 観光、教育等の多様な分野で活用する新たなサービス産業です。

人口減少・高齢化社会の到来を迎え、「地方創生」は喫緊の課題である中で、「林業の成長産業化」とと もに、豊かな価値を有する森林空間を利用し山村地域の新たな雇用と収入機会を生み出すことが期待されています。



「森林サービス産業」 林野庁 https://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/kassei/sangyou.html

【森林・里山利用と森ビジョン】

森林内に多くの魅力があり、多くの人々が利用する環境を維持することが重要です。また、地域の皆さんが主体となって森林や里山の整備や利用を行うことは、町にとってとても重要な活動です。森林を利用する新たな取組の「森林サービス産業」も視野に「森ビジョン」に反映させていくことが重要です。



2-13. 獣害

辰野町では森林の獣害被害の記録はありませんが、農業被害については 例年調査が行われています。この農業被害のうち、森林を棲みかとしてい



るイノシシ、二ホンジカ、二ホンザル、ツキノワグマについてみると、2018 年度(平成 30 年度) \sim 2022 年度(令和 4 年度)までの過去 5 ヶ年の被害面積は累計 835.8ha に及んでいます。2018 年頃まで二ホンザルによる被害が多い傾向を示していましたが、令和になり二ホンジカによる被害が拡大してきています(図 2-44)。

2022 年度(令和 4 年度)の地区別の被害は、川島地区、辰野地区でサルによる被害が多く、竜東で ニホンジカの被害が顕著となっています。また、これまで被害の記録がなかったツキノワグマによる 被害が辰野地区で確認されています(図 2-45)。これらの動物による被害総額は 330 万円に達しています。

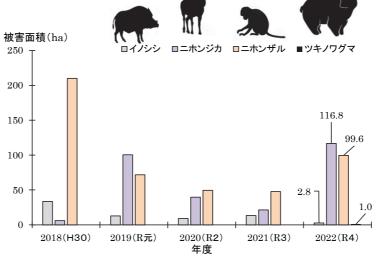


図 2-44 イノシシ、二ホンジカ、二ホンザル、ツキノワグマ による過去 5 ヶ年の農業被害

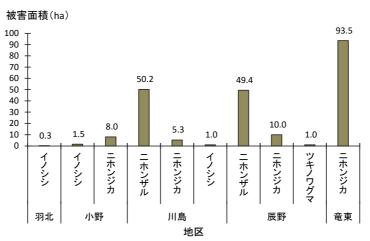


図 2-45 2022 年度(令和 4 年度)の農業被害状況 (森林を棲みかとする動物種に限る)



辰野町は、長野県全域の二ホンジカ生息図では生息密度は低い状況ですが(図 2-46)、 近年二ホンジカ被害が顕著になってきています。竜東地区に被害が多くなってきている 背景には被害が大きい諏訪地域から二ホンジカが生息域を拡大しているものと推察されます。

また、ツキノワグマの農業被害が確認されたことから、里地や街部への出没も想定され、農業被害だけでなく"人身被害"に留意しなければならないことも危惧されます。

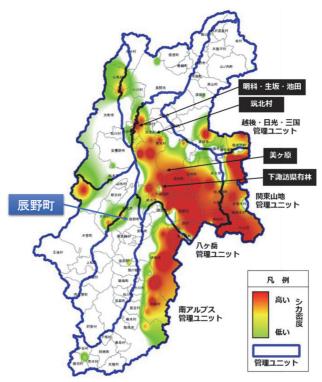


図 2-46 長野県の二ホンジカ生息図

長野県林務部鳥農対策室資料



♥ 県内の獣害状況

【県内の獣害】

長野県では、数が著しく増加又は生息地が拡大している獣について、その地域個体群を長期にわたって安定的に維持するとともに、被害を軽減することを目的にイノシシ、ニホンザル、ニホンカモシカ、ニホンジカ、ツキノワグマの5種類を「第二種特定鳥獣管理計画」に指定しています。

県の獣害は、二ホンジカによる農林業被害額が最も大きく全体の 3 割以上を占め、ツキノワグマが 2 割、二ホンザルが 1 割となっています。近年は、二ホンジカ、ツキノワグマで被害が増加傾向を示しています。

ニホンジカ被害は、佐久、南信州、諏訪の順で被害が大きく、この3地域で全体の7割弱を占めています。県の対策方針は「高密度生息地や繁殖地での積極的な捕獲」、「新たな繁殖地をつくらせない(高密度生息地を広げない)」としています。

ツキノワグマは農林業被害の軽減だけでなく「人身被害の回避」も管理目標としています。

※野生鳥獣被害対策本部会令和4年度第1回本部会議(令和4年8月2日)資料より

【獣害と森ビジョン】

生物多様性の視点からは、これらの動物との共生が求められます。しかしながら私たちの生活に直結する"農林業被害"や"人身被害"も想定されるため、今後注視すべき事項です。これらの動物との棲み分けをどのようにしていくか等、「森ビジョン」に反映させていくことが重要です。

